

令和 7 年 1 0 月 7 日
健康部生活衛生課

区内における旅館業の規制のあり方の見直しについて

1 規制見直しの背景

旅館業法の規制緩和、インバウンド需要の増加に伴い、戸建て住宅や集合住宅の 1 室を利用した小規模宿泊施設の営業が増加し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす事案が生じている。地域の生活環境の確保の観点から江東区旅館業法施行条例及び同規則を見直す。

2 規制見直しの進め方

健康部所管の副区長を委員長、健康部長を副委員長として、以下の委員から構成される「江東区旅館業に関する規制のあり方検討委員会」を設置し、今後の区内旅館業の規制の方向性を検討する。

学識経験者（都市計画関係、法律関係）、深川消防署予防課長、城東消防署予防課長、（一社）江東区観光協会、健康部次長、地域振興課長、文化観光課長、生活衛生課長、環境保全課長、清掃事務所長、都市計画課長、建築課長、建築調整課長

3 審議日程等

- ・ 10 月 9 日（木）第 1 回検討委員会開催
- ・ 11 月 6 日（木）第 2 回検討委員会開催
（意見募集：2 週間）
- ・ 12 月 25 日（木）第 3 回検討委員会開催（方針決定）

検討委員会での結果を踏まえ、令和 8 年第 1 回定例会に条例案を提出。
一定の周知期間を踏まえ、施行を予定。

4 主な検討事項

- ・ 条例の目的や理念の明確化について
- ・ 災害時や緊急時の対応に向けた営業従事者等の常駐について
- ・ 狭隘道路に接道した宿泊施設への対策（騒音、災害時の対応）について
- ・ 施設への連絡先掲示について
- ・ 施設の管理状況の確認について